

みどり園改築等PFI事業
実施方針新旧対照表

平成22年2月2日

東葛中部地区総合開発事務組合

頁	章	節	項	新	旧
1	第1	1	(3)	(3) 公共施設等の管理者の名称 東葛中部地区総合開発事務組合 管理者 柏市長 <u>秋山 浩保</u>	(3) 公共施設等の管理者の名称 東葛中部地区総合開発事務組合 管理者 柏市長 <u>本多 晃</u>
3	第1	1	(7)	・運営引継期間 平成24年4月から平成26年3月まで	・運営引継期間 平成25年4月から平成26年3月まで
4	第1	1	(8)	<p>なお、本事業は、地方債の活用を予定しており、施設の建設に係る地方債が適用できる場合、上記対価のうち、<u>80パーセントに相当する額を</u>、組合への所有権の移転後、一括して支払う予定である。その他の対価は、維持管理・運営期間にわたって割賦で支払う。</p> <p><u>また、複数棟を段階的に整備する場合は、平成24年度中に施設の一部について組合へ所有権を移転し、残りを平成25年12月に移転することができる。この場合、一部所有権移転までに必要となる施設整備に係る費用の80パーセントに相当する額を、平成24年度の所有権移転後に一括して支払い、一部所有権移転以降の施設整備に係る費用の80パーセントに相当する額を平成25年12月の施設全部の所有権の移転後に一括して支払う。その他の対価は、維持管理・運営期間にわたって割賦で支払う。</u></p> <p><u>なお、平成24年度中の組合への一部所有権移転の時期は応募者の任意の提案とすることができる。ただし、ケアホームについては平成25年度中に供用開始とすることとし、利用者の施設内移動については同時期に行う計画とすること。</u></p> <p><u>以下に想定される施設整備スケジュールの例をもとに想定されるサービス対価支払のイメージ図を示す。</u></p> <p>(イメージ図追加)</p>	<p>なお、本事業は、地方債の活用を予定しており、施設の建設に係る地方債が適用できる場合、上記対価のうち、<u>地方債で組合が調達する金額については</u>、組合への所有権の移転後、一括して支払う予定である。その他の対価は、維持管理・運営期間にわたって割賦で支払う。</p>

頁	章	節	項	新	旧
5	第1	1	(9)	・運営引継ぎ業務 平成24年4月～平成26年3月	・運営引継ぎ業務 平成25年4月～平成26年3月
5	第1	1	(9)	※運営引継期間中の運営形態等の詳細については、入札公告時に提示するが、現時点で想定する組合及び民間事業者の業務分担を別紙-3に示す。	※運営引継期間中の運営形態等の詳細については、入札公告時に提示。
7	第2	2		<u>2月2日</u> 特定事業の選定・公表	<u>12月</u> 特定事業の選定・公表
15	第4	5	イ	新施設完成前に既存施設の一部を解体することは認めるが、 <u>建替期間を通じ、3(2)に示す施設規模(ケアホーム完成前は施設入所支援で100名)が確保</u> できる計画とすること。なお、解体に伴う利用者の施設内移動は、選定事業者と協議の上、組合が実施する。 <u>ただし、利用者の施設内移動については同時期に行う計画とすること。</u>	新施設完成前に既存施設の一部を解体することは認めるが、 <u>残存施設において引き続き</u> 利用できる計画とすること。なお、解体に伴う利用者の施設内移動は、選定事業者と協議の上、組合が実施する。
24	別紙-3			<u>別紙-3 追加</u>	